

介護保険制度

4

月からの変更点

介護保険料が変更

高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加および介護サービスの増加を見込み、今年度から3年間の介護保険料を決定しました。

国の制度改正により、介護給付費のうち65歳以上の方が負担する割合が引き上げられたことなどにより、保険料を引き上げることになります。

保険料の大幅な上昇を防ぐため、保険料額が決まる所得段階の区分を前回から引き続き第10段階とするとともに、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、上昇幅を抑えています。

問い合わせ

高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111(内線3234~3236)

地域住民課福祉係(風連庁舎1階)

☎01655③2511(内線112、113)

2018年度～2020年度の65歳以上の介護保険料(基準月額5,225円)

段階	対象者	基準額の調整率	年額保険料※1
第1段階※2	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等支援給付を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(0.50)※3	(3万1,300円)
		0.45※4	2万8,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越えて120万円以下の方	0.65	4万700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を越える方	0.75	4万7,000円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	5万3,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越える方	1.00	6万2,700円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7万5,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	8万1,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	9万4,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上700万円未満の方	1.70	10万6,500円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	2.00	12万5,400円

- ※1 年間保険料は基準月額(5,225円)×負担割合×12カ月で計算し100円未満は切り捨てます。
- ※2 所得の低い方の保険料負担に配慮し、第6期計画(H27~H29)に引き続き第1段階の方は公費(国・北海道・名寄市)により保険料が軽減されています。
- ※3 軽減前の(本来の)負担割合
- ※4 公費による軽減後の負担割合

65歳以上の方には、7月中旬に平成30年度の介護保険料決定の通知書を送付しますので、「ご確認ください。」
※各所得段階ごとの介護保険料は左の表のとおりです。

「共生型サービス」が創設

高齢者や障がい児者が同じ事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。介護保険または障がい福祉の事業所がもう一方

の制度の認可指定を受けやすくなり、認可を受けた事業所は双方のサービスを提供することができます。

「介護医療院」が創設

介護療養型医療施設の転換施設として、介護医療院が創設されました。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れなど生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。※本市には該当施設はありません。

8

月からの変更点

介護サービスの自己負担割合が2割である方のうち、特に所得の高い方は3割となります。また、高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変更になります。詳しくは広報なよろ8月号でお知らせします。

